

文京区戸籍事務、住民基本台帳事務等に係る本人確認の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和八年六月十二日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第五十五号

文京区戸籍事務、住民基本台帳事務等に係る本人確認の実施に関する規則の一部を改正する規則

文京区戸籍事務、住民基本台帳事務等に係る本人確認の実施に関する規則（平成二十年五月文京区規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表1点の部中「在留カード」の下に「又は特定在留カード」を、「特別永住者証明書」の下に「又は特定特別永住者証明書」を加える。

別記様式中「在留カード」の下に「又は特定在留カード」を、「特別永住者証明書」の下に「又は特定特別永住者証明書」を加える。

付 則

この規則は、令和八年六月十四日から施行する。